

一般財団法人MID財団

2022年度 奨学生募集要項

一般財団法人MID財団は、租税法を専攻する大学院生に対して奨学金を給付することで、優秀な人材の育成を図り、租税法の発展、向上に寄与することを目的とします。

1. 応募資格

次の各号のすべてに該当する方を対象とします。

- (1) 東京都内の大学院に在学する者で租税法を専攻する者
- (2) 学業優秀、品行方正であること
- (3) 指導教授などの推薦があること

2. 奨学生採用予定数

15名

3. 奨学金給付内容

- (1) 給付額 年額 25万円
- (2) 給付期間 4月を起算日とし、原則として2年間
- (3) 給付方法 本人名義の金融機関口座に振込（10月を予定）
- (4) 返済義務 なし

4. 応募方法

下記の書類を大学院経由にてご提出願います。

- (1) 奨学生願書
- (2) 推薦状（指導教授等によるもの）
- (3) 在学証明書
- (4) 大学の成績証明書

※(1)(2)は、当財団指定様式を下記URLからダウンロードしてください。

<https://foundation.midgroup.co.jp/>

5. 応募受付期間

2022年6月1日（水）から8月31日（水）まで（当財団事務局必着）

6. 選考

奨学生の採用は、理事会による書類選考を経て決定します。

7. 採否の通知

採否の通知は9月中に大学院を経由して通知します。

8. 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される次の書類を当財団宛郵送またはメールによりご提出願います。

- (1) 誓約書
- (2) 振込先届出書

9. 奨学生の義務

- (1) 毎年度末までに在学証明書・成績証明書を提出していただきます。
- (2) 下記の事項に該当する場合は、速やかに届け出てください。
 - ・休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき
 - ・傷病などのため就学の継続が困難となったとき
 - ・奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - ・氏名、住所、電話番号の変更等、当財団に提出した情報に変更があったとき

10. 奨学金の休止、停止、返還請求

下記の事項に該当する場合は、奨学金の給付を休止、停止、または返還を求めることがあります。

- (1) 休学、転学、停学又は退学したとき
- (2) 傷病などのため就学の継続が困難となったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (5) 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき
- (6) 奨学生の義務を怠ったとき
- (7) 上記のほか、奨学生として適当でない事実があるとき

11. 他奨学制度との併願

本奨学制度と他の奨学制度との併願は可能です。

12. 留意事項

本奨学制度への応募にあたっては、以下の留意事項をあらかじめご了承ください。

- (1) 応募書類等は、奨学生選考及び奨学金給付以外の目的には一切使用しません。
- (2) 応募書類等は、奨学生の採否にかかわらず、一切返却しません。
- (3) 採否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

13. その他

当財団による支援は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。